

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動起動	府省名	総務省
根拠となる法令	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input checked="" type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	消防法施行規則		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input checked="" type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input type="checkbox"/> 設定あり <input checked="" type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input checked="" type="checkbox"/> 比較なし		
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《行政費用に係る補足説明》

- 当省の照会
行政費用を負担する主体の別(国、地方公共団体又は関係法人)を評価書において明示する必要がある。
- 総務省の説明
国又は消防機関を想定している。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

- 当省の照会
費用と便益の関係の分析について、直接両者を比較することなく本件規制が適当である旨記載しているが、本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 総務省の説明

遵守費用以外の費用及び便益は、定量的に把握することが困難なものであるため、政策の実施に当たっては、政策の実施者、規制の対象者等、各方面の意見を丁寧に取り入れながら、慎重な検討を重ねていく必要がある。

火災通報装置を自動火災報知設備と連動させることを義務付ける見直しについては、長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、「予防行政のあり方検討会」の部会として、関係省庁、有識者、規制対象施設の関係者で構成される「認知症グループホーム等火災対策検討部会」及び「障害者施設等火災対策検討部会」を開催し、調査・検討を行ってきたところであり、これらの検討部会においては、本件火災における状況や、少人数の介助者で多数の高齢者や障害者の避難誘導を行うことが求められる福祉援護施設の特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすべきであると結論付けられている。

また、火災通報装置と自動火災報知設備の連動を義務付けるに当たっては、施設側に費用負担が生じることになるが、国民の生命、身体及び財産を保護すること等をもって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが消防法(昭和23年法律第186号)の目的である(消防法第1条)ことに鑑みれば、当該目的達成のために防火対象物の関係者が消防用設備等を設置することは、社会上の責務であると捉えられる。加えて、検討部会には、福祉援護施設の代表団体関係者も参加しており、規制強化に対する合意はおおむね得られていること、今回規制の対象になる福祉援護施設においては、既に火災通報装置及び自動火災報知設備の設置は義務付けられており、必要とされるのは配線工事等の設備そのものの設置と比較すると軽微なものであること、所要の経過措置が設けられていること等、火災の予防という目的に照らし最小限の規制にとどめているものである。

以上を総合的に勘案すれば、今回の改正には妥当性があるものといえる。